

講義

児童期における 相談支援の目指す方向性

社会福祉法人 徳島県社会福祉事業団
相談支援事業所きぼう 相談支援専門員

山口 美樹

獲得目標

児童期における
相談支援専門員と
児童発達支援管理責任者の
関係について理解する

講義内容の項目

1. 児童期における相談支援と役割、基本的視点
2. 児童期における相談支援の現状
3. 児童発達支援管理責任者の地域連携における役割と現状
4. 相談支援専門員と児童発達支援管理者の連携
5. 児童期における支援会議
6. 徳島市の障害児支援の状況について

1. 児童期における相談支援と役割、基本的視点

成人期の相談支援 と 児童期の相談支援

ライフステージを通じた
共通の理念



個別性を
重視した支援

利用者の
ニーズが中心

生活の質の重視

利用者自身が
問題の解決に
取り組んでいく
力をつけていく

意思決定を中心
にした誰かに
支配されない
生活

利用者の権利擁護

- ・生活ニーズの把握
- ・適切な社会資源と結び付けていく

児童期の相談支援の特長

- ①障害が未確定の頃から相談を開始
- ②障害手帳を受けていないまま、計画相談を開始することがある
- ③発達の観点を中心に立案していくことが必要
また、家族が理解できる情報の整理整頓が大切
- ④面談の重たる対象者が保護者になることが大半
- ⑤保護者だけでなく、祖父母、兄弟姉妹の気持ちや状態を把握する必要もある

児童期の相談支援の特長

- ⑥短期間に移行期が多く、モニタリングの頻度を調整する機会が多い
- ⑦こども自身の成長と変化に合わせて、家庭環境も変化することがある
- ⑧日中活動の中心の場は学校であり、福祉サービスの提供は補完的な役割
- ⑨入所支援利用の場合は児童相談所が給付決定を行う
- ⑩障害福祉以外の関係機関と情報の共有をすることもある

こどもの時期の相談支援は難しい？

- ・児童期の支援についてあまりよくわからないし、発達支援が難しい
- ・こどもの気持ちを大切にしたいが、こどものニーズをどう捉えるのかが難しい
- ・療育を受けていくことを大切にしたいが情報が少ない
- ・発達支援についてはわかるが、相談支援と児発管の役割はどう違うのか？
- ・家族のニーズを中心に相談支援を行っていると、これでいいのかと悩むことがある
- ・教育分野や、医療との連携が難しい

等々



児童期の相談支援における家族支援

- まずは保護者の「わからない」に寄り添うことから
保護者は様々な情報や助言に戸惑っている...
- 支援者と家族の間で情報の整理と伝達の役割を担う
専門用語が分かりにくい...
早口で聞き取れなかった...等々

児童期の相談支援専門員の役割 ～情報の収集～

[情報収集すること]

- ・こどもが望んでいること、好きなことや嫌いなこと
- ・保護者の心配事や要望
- ・支援目標ごとの役割分担
- ・支援の方向性 等々

→時間をかけて確認を行い

情報を積み重ねていくことで本当の姿や気持ちを汲み取り
適切な支援に繋げていく

児童期における相談支援の視点

支援が必要なこどもに対して

- ・地域の活力の源であるこどもの笑顔を地域に還元していく視点
- ・こどもも社会的な役割を果たしているという視点
- ・こどもの権利擁護=発達保障+こどもの年齢に応じた暮らしの保障、という視点
- ・保護する、囲うという時代からの脱却といった視点

が必要

こどもの気持ちに寄り添って・・・



こどもの目線で何に関心を持ち、
どんな気持ちで日々を過ごしているのかを
まずは相談支援専門員と児発管が話し合って
利用計画書に書き込んでいけることが理想



2. 児童期における相談支援の現状

- ・都道府県障害児福祉計画と市町村障害児福祉計画
- ・児童期のセルフプランの現状
- ・児童期の支援計画として工夫している様式
- ・相談支援として本来の目的を達していない児童期の相談支援

第3期障害児福祉計画について

(計画期間～令和6年度から8年度)

(市町村障害児福祉計画)

- ・障害児通所支援及び障害児計画相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込み量 等

(都道府県障害児福祉計画)

- ・障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・当該都道府県が定める区域ごとの各年度の指定通所支援又は種類ごとの必要な見込量
- ・各年度の指定障害児入所施設等の必要入所定員総数 等

厚生労働省HP「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の概要」より引用

徳島県障がい者施策基本計画

(令和6年度～令和11年度)

徳島県では、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者基本法第11条第2項の規定に基づく「障がい者計画」、障害者総合支援法第89条第1項の規定に基づく「障がい福祉計画」及び児童福祉法第33条の22第1項の規定に基づく「障がい児福祉計画」を統合するとともに、「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」の実施計画として、令和6年3月に「徳島県障がい者施策基本計画(2024年度～2029年度)」を策定しました。

徳島県HPより引用

徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画

(第7期)

本市では、平成30年3月に策定した「徳島市障害者計画」と、令和3年3月に策定した「徳島市障害福祉計画(第6期)」に基づき、障害者施策やサービス提供の推進を図ってきましたが、両計画が令和5年度で計画期間の終了及び見直し時期を迎えたことから、国の障害者施策の動向の変化や障害者ニーズの変化等へ対応できるよう、新たな「徳島市障害者計画」及び「徳島市障害福祉計画(第7期)」を策定しました。

徳島市HPより引用

児童期におけるセルフプランについて

- ・セルフプランだと「担当者会議やモニタリングが実施されない」「サービス(支援)提供事業所との調整を自身が行わなければならない」というデメリットがある。
- ・相談支援におけるモニタリングの重要性、有効性を考慮し、多職種チームアプローチとしてこどもを支えていくために、必要な会議の実施は、移行期の多い児童期だからこそ重視すべきことである。
- ・「セルフ」とは障害者本人を指すのであり。保護者が作成するセルフプラン自体が、本来の「セルフ」ではないと考えることはできる...

児童期の利用計画作成において共有して欲しい課題

- ・保護者の想いや意見が中心になりがち
- ・通所先が決まった段階で関わりが始まりがち
- ・「こどもの現状」が十分に把握できていないまま、結論を出してしまいがち
- ・療育を受ける、特別な支援を受けることがゴールとなりがち

相談支援専門員と児童発達支援責任者の連携における課題

- ・相談支援事業所と関係する事業所(同法人等)の利用のための利用計画作成が多く、本来の相談支援の機能を果たせていないこと
- ・障害児利用支援計画をもとに個別支援計画を作成していくことや、モニタリング以降、個別支援計画を活かした利用計画等の作成ができていないこと
- ・こどもが参加するサービス担当者会議等が適切に実施できていないことや、個別支援会議は児発菅と保護者のみで実施していることも多いこと

3. 児童発達支援管理責任者の地域連携における役割と現状

- ・児童発達支援管理責任者が取り組んでいくべき地域連携とは？
- ・各都道府県における児童発達支援管理責任者の自立支援協議会への参加状況とその活動内容とは？
- ・児童発達支援管理責任者の地域連携の現状に関する課題

児童発達支援管理責任者が取り組んでいくべき地域連携とは？

「障害児支援の基本理念」から見える地域連携

- (1) 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供
- (2) 合理的配慮の提供
- (3) 家族支援の提供
- (4) 地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進
- (5) 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供

児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)より引用

児童発達支援管理責任者が取り組んでいくべき地域連携とは？

「放課後等デイサービス」から見えてくる地域連携

- (1) 生きる力の育成とこどもの育ちの充実
- (2) 家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定
- (3) こどもの地域のつながりの実現
- (4) 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進

放課後等デイサービスガイドライン(令和6年7月)より引用

児童発達支援管理責任者が取り組んでいくべき地域連携とは？

こどもの最善の利益を考慮するための地域連携

- ・すべてのこどもが共に成長できるようにしていくこと
- ・同年代のこどもとの仲間作りをはかっていくこと
- ・こどもを育てる家庭への支援を丁寧に行うこと
- ・子育て支援における育ちの場において、障害のあるこどもの支援に協力できるような体制づくりをすすめていくこと
- ・切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ること

⇒一つの事業所だけでは障害児支援の基本理念を達成することは困難

児童発達支援管理責任者が取り組んでいくべき地域連携とは？

こどものライフステージに応じた一貫した支援

- ・「気になる」段階から気軽に保護者からの相談に応じたり、こどもへの療育が提供できる場になる。
- ・家族支援を含め個々の状況に応じた療育や発達への支援が、地域の支援システムづくりにつながることを意図して支援を提供する。
- ・サービス担当者会議への参加等、より積極的な地域連携を心がけ、発達支援の地域拠点として機能発揮する。

各都道府県における児童発達支援管理責任者の自立支援協議会への参加状況と
その活動内容とは？

児童発達支援管理責任者の皆様、

地域の自立支援協議会へは参加されていますでしょうか？



児童発達支援管理責任者の地域連携の現状に関する課題

- ・自事業運営と利用時の確保に懸命で、それぞれの事業所の得意なこと、決して得意ではないことの情報交換ができていない。
- ・「連携」については、こどもの情報の申し送りが主となりがちであり、つないだ後の連携は不十分である。
- ・連携先の組織に情報を申し送りしても、実際の担任に情報が届いていないことは決して少なくない。

児童発達支援管理責任者の 「相談・援助」と「関係機関との連携」

- 「発達支援」の観点から

～関係機関との連携と相談援助により、子どもの評価を共有し、支援の質の充実に努めていく。

- 「移行支援」の観点から

～それまでの支援内容と今後の支援の方向性が、保育所や学校等に適切に移行され、引き継いでいく。

- 「家族支援」の観点から

～子育てにおける保護者の思いを尊重し、程者に寄り添いながら、必要に応じて関係機関と連携し、個別に相談の機会を重ねていく

- 「地域支援」の観点から

～障害のあるこどもの健全な発達のために、地域社会とふれあう機会を作っていく。

4. 相談支援専門員と児童発達支援管理者の連携

児童期における

相談支援専門員と児童発達支援管理責任者の

連携のあり方について



障害児支援利用計画と個別支援計画の関係

相談支援専門員は

障害児支援利用計画 作成時・立案後

関係者にその内容を伝え、事業所の意見を十分に把握したうえで

正式なプランを作成し



児童発達支援管理責任者へ届ける

プランの内容に納得をしたうえで

個別支援計画を作成し、

相談支援専門員へ届ける

子どもの支援利用計画 《学童期》

子どもの名前	M・Sくん	性別	男	相談支援事業者名	子どもの相談支援事業所 れいんぼう
保護者氏名	K・S様	本人との続柄	母親		
住所	〇〇県〇〇市〇〇町△△			計画作成担当者	所沢 伊之助
計画作成日	2015年3月〇日	モニタリング期間(開始/終了年月)	3か月後	保護者同意署名欄	K・S (S)印
子ども及びその家族の生活に対する意向(希望する生活)	お子さんと過ごす時間を大切にしながら、お仕事はできるだけ休まずに頑張っていきたいと考えていらっしゃるようです。 Mくんのことについては、今はあまり心配していないという話も聞かせていただきましたが、子育てに関しては悩みは多く、特にお兄ちゃんのことでの悩みは多いことや、お姉ちゃんとの時間がなかなか取れないことでの心配をされているようです。				
総合的な支援の方針	毎朝、元気にお母さんと学校に通っているようですね。朝は何かと忙しいでしょうが、Mくんにとっては、朝お姉ちゃんとお母さんと出かけることが、大切な一日のリズムになっており、「やる気」スイッチの入る素直なひと時なようですので、ぜひ続けてみてください。日曜日については、勤務日になっているようですが、職場の理解もあるとのことですので、もしばらくは今のペースで休みを取っていくことは、Sさん自身のためにも良いことだと思います。土、日が休みの仕事に変わることも考えていらっしゃるようですが、各事業所もしっかりと応援していますので、もしばらくこのままでもいいでしょう。また、多くの事業所を利用することで、何かと気疲れもされることでしょう。何が何だかわからなくなってしまうということがありましたら、お話を聞かせてください。				
長期目標	視覚的にはかなりぼやけて見えているはずなのに、くっきり見えているかのように、すぐに相手が誰だかを見分け、近くにいる相手によって、抱きついたり、欲しいものを要求したり、苦手な人には近寄ろうともしないMくんです。また、いろいろな音や声には敏感ですね。Mくんが感じていること、理解できていること、判断できていること、決めていく力について、Mくんに関わっている皆さんが集まって話し合い、確認していく機会を何度も持ちたいものです。企画してみますので、Sさんからの呼びかけもよろしくお願ひします。				
短期目標	昨年度までの学校の長期休みは、各事業所の工夫により何とか乗り越えてきましたが、開所日や受け入れ時間が変更されているところもありますので、今度の夏休みのことは、いろいろと考えていきましょう。仕事を続けながらも、どのくらいお子さんと向き合う時間を確保していくのが良いのか、一緒に作戦を練りましょうね。				

優先順位	解決すべき課題(家族及び本人の成長・発達課題)	支援目標	達成時期	支援の具体的な内容(種類・内容・量(頻度・時間))	課題解決のための家族の役割・立場	評価時期	その他留意事項
1	発達支援:Mくんの成長の様子、これからの支援目標などを各機関が共通理解していくこと	Mくんの感じていること、見えている世界、聴こえてくることについて、支援しているみなさんと話し合っていく機会を持ちましょう。	6ヶ月後	学校の特別支援コーディネーターの先生、Mくんの担任の先生、交流学校の担任の先生、放課後等デイサービス事業所「すずり」「どあどあ」「ミンク」のスタッフの方、以前Mくんが通っていた児童発達支援センターの高橋先生、Hさん、視覚支援機器の開発も手掛けているパソコンソフト会社のNさん、そこで一緒に共同研究をしているH大学のY教授、あとはSさんが参加するMくんのための会を開きたいと思っています。(遅くとも8月の初めまで)	学校の担任の先生とは、これまで週1回定期的にお会いしていきたいと思っていますので、Sさんからもよろしくお伝えください。	5ヶ月後	児童期の教育機関、福祉の支援機関が一堂に集まることは、なかなか難しいものです。それでも何とか皆さんが集まることのできる機会を持つために、まずは教育委員会、校長先生、事業所の代表者の方々にお会いして、お話をさせていただくことから始めていきます。
2	家族支援(就労支援):これまで週1回仕事を続けていくにあたって、必要な支援を受けていきたい。	平日の放課後や土、日曜日の日中の活動について、Mくんが時には目を輝かせながら過ごせる場を、引き続いて保障していきましょう。	3ヵ月後	放課後等デイサービス事業所 ①児童デイサービス すずり 週3日 ②放課後等デイサービスセンター どあどあ 週2日 ③放課後等デイサービス ミンク 月2～3日 ◆すずり所宅介護支援センター必要に応じて土曜日の9:00～13:00及び日曜日の13:00～16:30 ☆〇〇市ホームヘルプセンター希望 木曜17時～と土曜15時～ ▲げんこつ山ヘルプステーション(行動支援) 主に日曜日の14時～	利用している事業所によって、またヘルパーさんによって、Mくんは違う姿を見せていると思います。これまでも事業所での様子はお聞きになっているようですが、事業所によって違うMくんの様子と一緒に知っていきましょう。	2ヶ月後	土曜日の外出はこれまで楽しみにしているようですね。(Kタウン、丸屋デパート、R体育館など)Mくんにとって、一対一の支援はとっても大切です。行動範囲が広がりますし、要求行動が増えていくためにもとても有効だと感じます。
3						2ヶ月後	土曜日の外出は、天気の良い日は近所の公園で過ごし、日曜日の外出は、プールに行っているようですね。楽しんでいるようでした。案内でゆったりと過ごせる場所も考えてみますので、事業所の方とはまた情報交換しましょう。
4	家族支援:ご兄弟の方への今後の子育てについて	お兄ちゃんのこと、お姉ちゃんのことについても思い悩んでいることがたくさんありますね。まずは、誰かとじっくりと話しをして、Sさんの頭の中の整理をしてみませんか。	3ヶ月後	それぞれの学校の先生ともいろいろと相談をしてきましたが、Sさん自身も親としての役割として、何が今できることなのか、お子さんの気持ちやどう受け止めていけばいいのかなについて、ゆっくりと話し合ってみましょう。G発達支援センターの渡辺先生や通学制高校のY先生のF先生と会ってみましょう。	それぞれの先生との連絡調整は、こちらで行いますので、月曜日の日曜日、時間を作って下さいね。	2ヶ月後	どちらの先生ともSさんが会って話したいけど、忙しいですよね～とおっしゃっていた方です。お二人とも、いいですよ～！と言っていた聞いています。お楽しみに！
5							
6							

どこが相談支援専門員の役割？どこが児発菅の役割？

- ・ケースを見立てるということに役割の区別はありません。
- ・一緒に情報を共有し、一緒にアセスメントしていくことになります。
- ・そして、一緒に「総合的な援助の方針」を考えていくことになります。
- ・ケースを大まかに捉えることができないと、家族のニーズや支援者の主観にご本人振り回されることになります。
- ・ご家族や周囲の意見や訴え一つ一つに振り回され、支援のベクトルが見失われていることが少なくないので注意が必要。

個別の支援における 相談支援専門員と児童発達支援管理責任者の視点

相談支援専門員は

情報整理と地域資源を活かす提案

児童発達支援管理責任者は

情報提供と具体的目標の提示

児童期の相談支援専門員は・・・

- ・日々の生活全体の流れをチェックし、
地域全体を見つめながら、
得られた情報を整理していく。
- ・地域の中での関係性づくり、絆を特に重視していく。

児童期の児童発達支援管理責任者は・・・

- ・合理的な配慮事項についてまとめたことを関係者に発信していく。
- ・こどもの欲している刺激、落ち着ける環境について、関係者と情報共有していく。
- ・こどもとのベストマッチングを常に考慮し、ヒントとなる情報を関係者に提案していく。

5. 児童期における支援会議



児童期における支援会議とは…

- ・障害児支援担当者会議(サービス担当者会議)
- ・個別支援会議
- ・その他の会議

こどものための有意義な会議を



そのためには・・・

- ・何をテーマに話し合うか事前に決めていく
- ・こどもを中心にした会議にする
- ・参加者それぞれが発言する機会を持つ
- ・関係者の当面の役割を明確にする

等

会議の進行例

1. 挨拶と出席者からの各々一言
2. 今回の会議の目的の共有
3. 目的に沿った情報収集
4. 情報の中でのこどもの強みの確認
5. わかったきたことの整理
6. 知りたいことの整理
7. 次回の会議までの役割分担
8. 次回会議の設定



6. 徳島市の障害児支援の状況について

- ・徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画(第7期)より

- 障害福祉サービス受給者の現状

- (1)障害福祉サービス受給者数(障害者・障害児)の推移

- (2)障害福祉サービス利用者数の推移

- 障害児通所支援受給者の現状

- (1)障害児通所支援受給者数の推移

- (2)障害児通所支援利用者数の推移

○障害福祉サービス受給者の現状

(1)障害福祉サービス受給者数(障害者・障害児)の推移

令和4年度の障害福祉サービス受給者数は3,201人で、平成29年度からの5年間で、障害児(18歳未満)は12人(7.0%)減少しており、障害者(18歳以上)は295人(10.7%)増加しています。

■障害福祉サービス受給者数(障害者・障害児)の推移

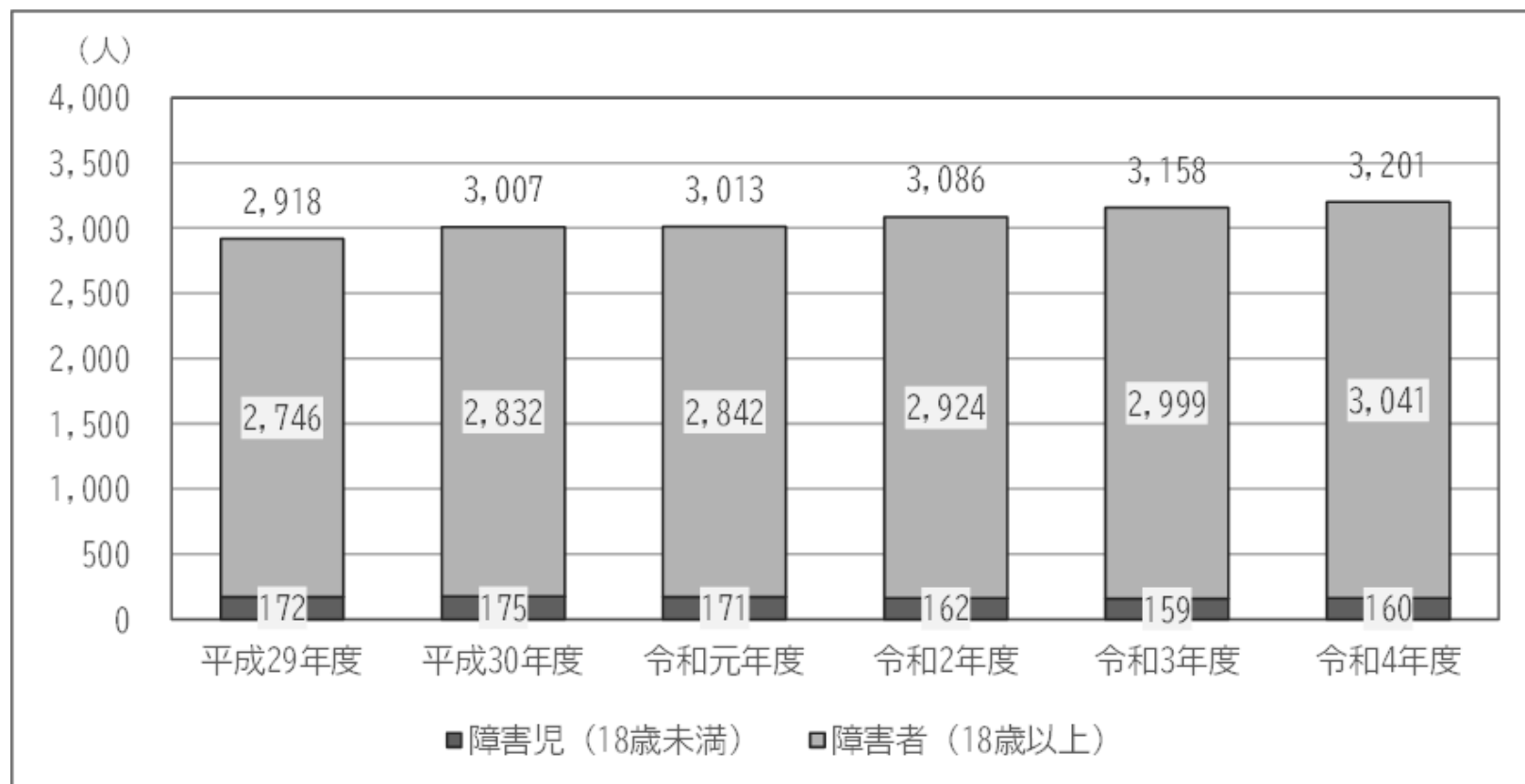
(単位：人)

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	指数
障害児(18歳未満)	172	175	171	162	159	160	93
障害者(18歳以上)	2,746	2,832	2,842	2,924	2,999	3,041	111
合計	2,918	3,007	3,013	3,086	3,158	3,201	110

(注) 1 各年度3月31日現在

2 指数は平成29年度を100とした場合の令和4年度の値

○障害福祉サービス受給者の現状



○障害児通所支援受給者の現状

(1) 障害児通所支援受給者数の推移

令和4年度の障害児通所支援受給者数は1,997人で、平成29年度からの5年間で、799人(66.7%)増加しています。

■障害児通所支援受給者数の推移

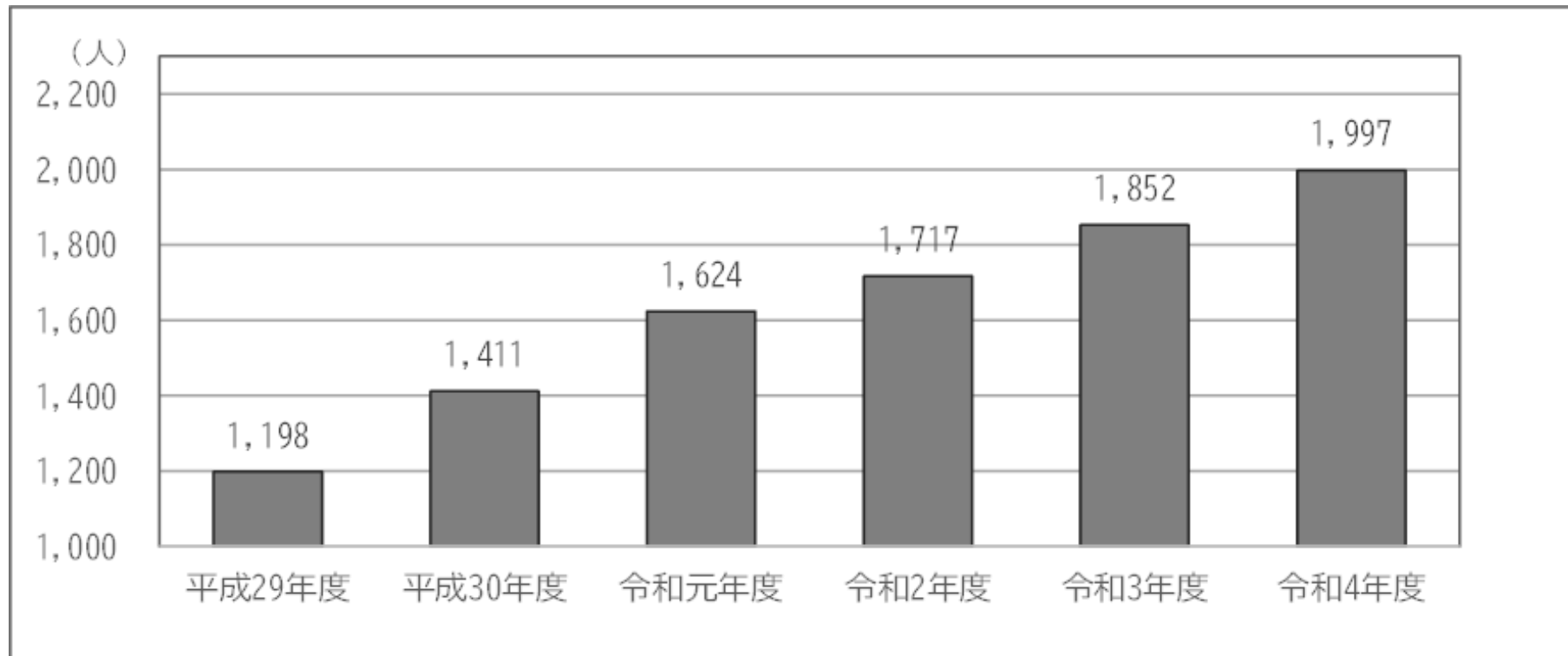
(単位：人)

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	指数
受給者数	1,198	1,411	1,624	1,717	1,852	1,997	167

(注) 1 各年度3月31日現在

2 指数は平成29年度を100とした場合の令和4年度の値

○障害児通所支援受給者の現状



○障害児通所支援受給者の現状

(2) 障害児通所支援利用者数の推移

令和4年度の障害児通所支援利用者数は2,040人で、平成29年度からの5年間で、702人(52.5%)増加しています。

■障害児通所支援利用者数の推移

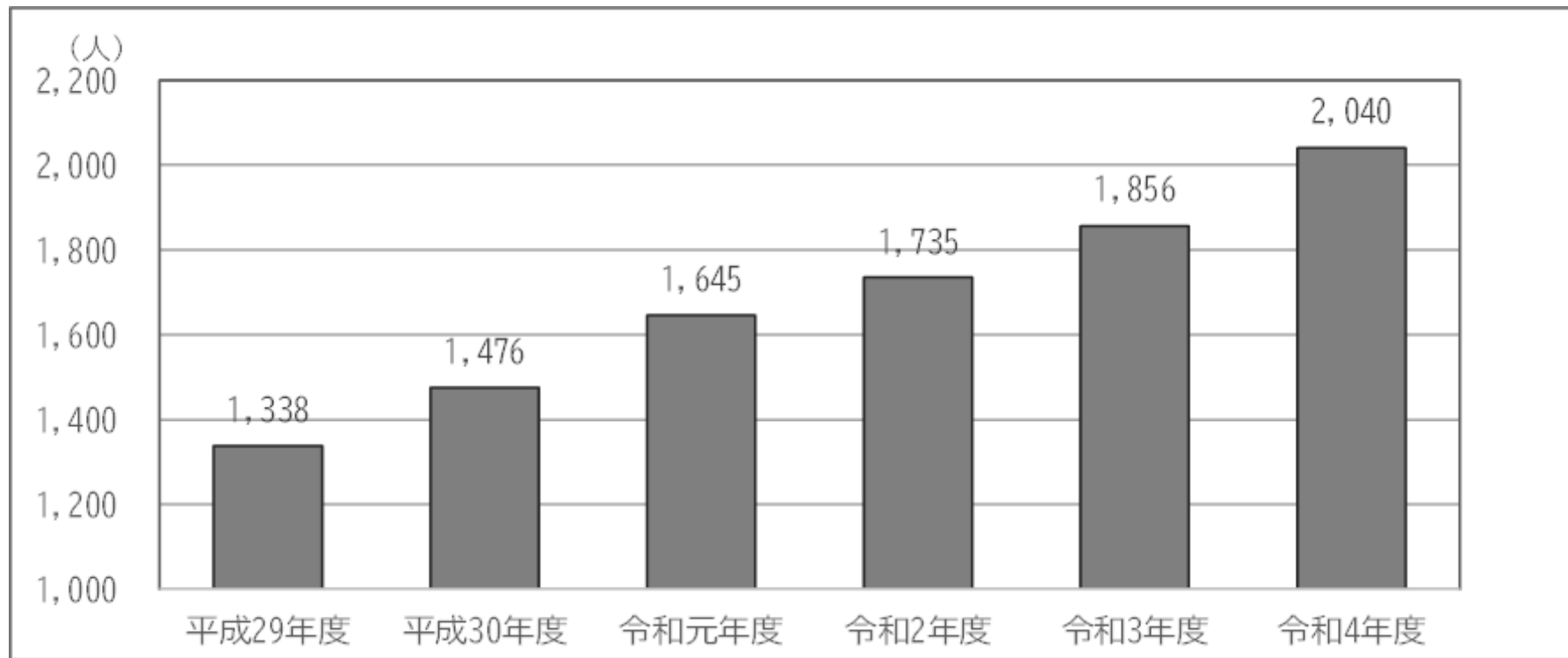
(単位：人)

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	指数
実利用者数	1,338	1,476	1,645	1,735	1,856	2,040	152

(注) 1 各年度3月31日現在

2 指数は平成29年度を100とした場合の令和4年度の値

○障害児通所支援受給者の現状



グループワーク①

相談支援専門員の思う児童発達支援管理責任者のイメージ
もしくは

児童発達支援管理責任者の思う相談支援専門員のイメージ

について



グループワーク②

本当は...もっとこんな連携が図れたらなあ...
こんな情報がいただけたらなあ...
こうあって欲しいなあ...

